

プロジェクト IFRS S2 号に相当する基準の開発

項目 温室効果ガス排出の絶対総量の開示

本資料の目的

- サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
- 本資料は、日本版 S2 基準における**温室効果ガス排出の絶対総量の開示**に関する定めについて検討することを目的としている。
- 温室効果ガス排出に関連する論点は次を予定している。なお、経過措置については、別途まとめて検討する予定である。

温室効果ガス排出の開示に関する論点一覧（本論点はハイライト部分）

範囲	《境界の画定》	
	温室効果ガス排出の 3 つのスコープ	第 21 回
	GHG プロトコルと法域における他の法令等との関係	第 22 回
	GHG プロトコルの測定アプローチ	第 21 回
	スコープ 1 及びスコープ 2 の温室効果ガス排出の分解	第 21 回
測定	《温室効果ガス排出の測定》	
	[3 つのスコープ共通]	
	バリュー・チェーンを通じての気候関連のリスク及び機会の範囲の再評価	第 22 回
	異なる報告期間の情報の使用	第 22 回
	CO ₂ 相当量に変換した温室効果ガスの集約	第 22 回
	[スコープ 2 温室効果ガス排出]	
	スコープ 2 の測定におけるロケーション基準とマーケット基準	-
	[スコープ 3 温室効果ガス排出]	
	スコープ 3 温室効果ガス排出の見積り：実務上不可能な場合	A2-1
	スコープ 3 の測定フレームワーク	A2-5
	絶対総量の開示における重要性の判断の適用	A2-2
ファイナンスに係る排出 (financed emissions)	-	
表示	《温室効果ガス排出量の表示単位》	
		第 22 回

開示	《温室効果ガス排出の絶対総量の開示》	A2-3
	《温室効果ガス排出の測定方法の開示》	A2-4
その他	《経過措置》	-

事務局による提案の要約

4. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 15 項参照）。

日本版 S2 基準において、IFRS S2 号の定めを取り入れ、次のことを定める（ただし、下線部は IFRS S2 号に追加する。）。

(1) CO₂相当のメートル・トンで表される、報告期間中に生成した次の 3 種類の温室効果ガス排出の絶対総量を開示しなければならない¹。

- ① スコープ 1 温室効果ガス排出
- ② スコープ 2 温室効果ガス排出
- ③ スコープ 3 温室効果ガス排出

(2) (1)の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値を開示しなければならない。

ISSB 基準の理解

5. IFRS S2 号では、温室効果ガス排出の絶対総量の開示について、次のとおり定めている（和訳は事務局による仮訳）。

29	<p>An entity shall disclose information relevant to the cross-industry metric categories of:</p> <p>企業は、産業横断的指標カテゴリーに関連する次の情報を開示しなければならない。</p> <p>(a) <i>greenhouse gases</i>—the entity shall:</p> <p>温室効果ガス。企業は次のすべてを行わなければならない。</p> <p>(i) disclose its absolute gross greenhouse gas emissions generated during the reporting period, expressed as metric tonnes of CO₂ equivalent (see paragraphs B19–B22), classified as:</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <i>Scope 1 greenhouse gas emissions</i>; (2) <i>Scope 2 greenhouse gas emissions</i>; and (3) <i>Scope 3 greenhouse gas emissions</i>;
----	---

¹ 表示単位については、第 3 項の論点一覧に示すとおり、第 22 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 10 月 2 日開催）審議事項 A2-3「温室効果ガス排出量の表示単位」において検討した。そこでは、温室効果ガス排出量の有効桁数について議論があったものの、必ずしも 1 メートル・トン単位での表示を要求しないことについて異論は聞かれなかった。

CO₂換算のメートル・トンで表される、報告期間中に企業が生成した温室効果ガス排出の絶対総量を開示する（B19 項から B22 項参照）。次のすべてに分類する。

- (1) スコープ 1 温室効果ガス排出
- (2) スコープ 2 温室効果ガス排出
- (3) スコープ 3 温室効果ガス排出

事務局による分析

(各スコープの絶対総量の開示)

6. IFRS S2 号では、本資料第 5 項に記載のとおり、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の絶対総量の開示を要求している。
7. 当委員会では、これまで、本資料第 3 項に示す論点について議論を行い、温室効果ガス排出をスコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 に区分した上で、それぞれの温室効果ガス排出の絶対総量を開示するための測定基礎等の前提につき検討を行い、特段反対の意見は聞かれなかった。
8. これまでの議論を踏まえ、国際的な比較可能性を大きく損なわせない観点から、CO₂相当のメートル・トンで表される、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出の絶対総量を開示することとしてはどうか。

(3つのスコープの絶対総量の合計値)

9. IFRS S2 号では、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出の絶対総量につき、3つのスコープの合計値を開示することについては求められていない。
10. しかしながら、報告企業の中には、スコープ別での開示に加え、3つのスコープの合計値を自社の温室効果ガス排出の絶対総量ととらえ、ネットゼロの目標に対する進捗として開示している場合があると考えられる。
11. また、連結会計グループの親会社や、「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリューチェーン（スコープ 3）基準（2011年）」のスコープ 3 カテゴリーに基づきカテゴリー 15「投資」に関する開示を求められる報告企業は、他社の 3つのスコープの温室効果ガス排出の絶対総量の合計値を自社の開示値に使うことがある。
12. スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の合計値の計算は、3つの値を合算するだけであるため、作成者にとり比較的労力がかからないことが考えられる。

13. さらに、欧州における「欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)」においても、同様の開示が求められている²。
14. そのため、日本版 S2 基準においては、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示を求めることとしてはどうか。

事務局による提案

15. 日本版 S2 基準において、次のことを定めることが考えられるがどうか（ただし、下線部は IFRS S2 号に追加する。）。
 - (1) 日本版 S2 基準において、IFRS S2 号の定めを取り入れ、次のことを定める。
 - ① CO₂相当のメートル・トンで表される、報告期間中に生成した次の 3 種類の温室効果ガス排出の絶対総量を開示しなければならない。
 - (ア) スコープ 1 温室効果ガス排出
 - (イ) スコープ 2 温室効果ガス排出
 - (ウ) スコープ 3 温室効果ガス排出
 - ② ①の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値を開示しなければならない。

文案

16. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S2 基準の文案イメージは、以下のとおりである。文案イメージは、日本版 S2 基準の内容に関する当委員会の審議のために作成するものであり、構成等については全体の文案を作成する段階で再度検討する予定である。なお、「¶ S2.X」は参考にした IFRS S2 号の項番号を示している（これは当委員会の審議のためにのみ用いるものであり、確定した日本版 S2 基準からは削除する予定である。）。

(HP では非公表)

² CSRD-Delegated-Act-2023-5303-Annex-1 AR47

ディスカッション・ポイント

- ① 本資料第 15 項に示す日本版 S2 基準の定めに関する事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
- ② 日本版 S2 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上